

大磯町 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス） 料金表

令和8年4月～ ※地域サービスの種類により区分が定められています。大磯町の地域単価は、10.42円となります。

1. 提供するサービス利用料、利用者負担額は以下のとおりです。

大磯町地域単価 10.42円

	対象者	回数・内容	単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額	チェック
① 基本額	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1月当たりの回数を定める場合/1回	287単位	299円	598円	897円	
	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合/1回	179単位	187円	373円	560円	
	生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合/1回	220単位	230円	459円	688円	
	短時間の身体介護が中心である場合	1回	163単位	170円	340円	510円	
	事業対象者・要支援1・2	1週間に1回程度の場合/月	1176単位	1,226円	2,451円	3,676円	
	事業対象者・要支援1・2	1週間に1回程度の場合/日割り	39単位	41円	82円	122円	
	事業対象者・要支援1・2	1週間に2回程度の場合/月	2349単位	2,448円	4,896円	7,343円	
	事業対象者・要支援1・2	1週間に2回程度の場合/日割り	77単位	81円	161円	241円	
	要支援2	1週間に2回を超える程度の場合/月	3727単位	3,884円	7,767円	11,651円	
	要支援2	1週間に2回を超える程度の場合/日割り	123単位	129円	257円	385円	
② 加算・減算	初回加算	新規に介護計画を作成し事業責任者が初回若しくは初回の月にサービス提供（同行）を行った場合	200単位	209円	417円	626円	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発防止をするための措置を行っていない場合減算	所定単位数の99%の算定				
	業務継続計画未策定減算	業務継続に向けた計画策定が未策定の場合減算 (令和7年4月1日～適用)	所定単位数の99%の算定				

③	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）24.5%	①②の1ヶ月当たりの所定単位数×24.5%単位/月（1単位未満四捨五入）
---	---------------------	--------------------------------------

*介護職員等処遇改善加算とは、介護に携わる職員に対して待遇や賃金等の改善を行うために設けられた制度であります。当事業所は加算（Ⅰ）の要件に適合するため届出を行っております。

※利用料金及び、利用者負担額は円に換算し表示したものです。1ヶ月の合計単位数で計算した場合、端数処理の関係上、多少の誤差が生じます。

*1ヶ月利用者負担額の算出方法（概算）

①②③の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.42円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝1割負担利用者負担額

〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝2割負担利用者負担額

〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝3割負担利用者負担額

2 買物代行及び薬受代行サービス等に要する交通費

	項目	説明	金額	チェック
実費	買物等交通費	訪問介護員が買物代行等を行うために要する交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1kmあたり25円（バイクを使用した場合1km15円）をお支払頂きます。	実費	